

# 自転車総合保険 ご契約のしおり

## 普通保険約款および特約



### ●はじめに●

- 本冊子は、自転車総合保険についての大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。
- 本冊子には、「ご契約後のお手続き」、「事故が発生した場合のお手続き」についても記載しておりますので、ご契約後も保険証券とともに大切に保管いただきますようお願いいたします。
- ご不明な点、お気づきの点がございましたら、お気軽に弊社または取扱代理店までご照会いただきますようお願いいたします。

### ●特にご注意いただきたいこと●

- 保険料（分割払のときは初回保険料）は、団体扱等の特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いできません。
- 保険料をお支払いいただくと特定の特約をセットされた場合を除き、弊社所定の領収証を発行しますので、お確かめください。
- 弊社はご契約締結後に保険証券（または引受証等）を発行しております。ご契約後、1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社へお問い合わせください。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても条件によってご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことがあります。
- 申込書の記載内容について正しくご申告いただく「告知義務」およびその内容がご契約後に変更された場合にご通知いただく「通知義務」があります。これらに誤りがある場合で、故意または重大な過失があるときは保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

## ●代理店の役割について●

■弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご契約いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

■取扱代理店は、ご契約者のみなさまのご契約状況を把握し、より適切なご契約とするよう努力しておりますので、相談窓口としてご利用いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

## ●お客さま情報のお取扱いに関するご案内●

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、日新火災ホームページ  
(<http://www.nisshinfire.co.jp>) をご覧いただきか、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

日新火災ホームページ  
<http://www.nisshinfire.co.jp>

## ●弊社のご連絡先●

■万一事故にあわれたときや、ご契約内容に変更等がある場合は、すみやかに取扱代理店または最寄りの日新火災までご連絡ください。なお、夜間・休日などでご連絡がつかないときは以下にご連絡ください。

<夜間・休日のご連絡先(日新火災テレフォンサービスセンター)>

フリーダイヤル 0120-25-7474

(受付時間：24時間・365日)

■弊社のお客さま相談窓口は

フリーダイヤル 0120-17-2424

[受付時間：9:00～17:00(土日祝除く)] です。

## ●ご契約のしおり目次●

・目的別目次 ..... 2

### I 保険約款と保険証券について ..... 3

1. 保険約款とは ..... 3  
2. 保険証券とは ..... 3

### II 自転車総合保険の商品の内容について ..... 4

1. 用語のご説明 ..... 4  
2. 自転車総合保険の補償の内容について ..... 5

### III ご契約の際にご確認いただきたいこと ..... 8

1. ご契約の際にお知らせいただきたいこと ..... 8  
2. 保険期間について ..... 8  
3. 保険金額（ご契約金額）について ..... 8  
4. 保険料のお支払方法について ..... 8  
5. ご契約のお申込みの撤回等（ケーリングオフ）について ..... 9  
6. ご契約が無効となる場合 ..... 10  
7. ご契約が失効となる場合 ..... 10  
8. ご契約が重大事由により解除となる場合 ..... 10

### IV ご契約後のお手続きについて ..... 10

1. 通知義務等について ..... 10  
2. 解約のお手続き ..... 10  
3. 満期のお手続き ..... 11

### V 事故が発生した場合のお手続きについて ..... 11

1. 事故のご通知 ..... 11  
2. 保険金の請求が可能な日 ..... 11  
3. 保険金請求のお手続きに必要な書類 ..... 12  
4. 保険金のお支払時期について ..... 12  
5. 保険金の代理請求について ..... 12

### VI その他の事項 ..... 13

1. ご契約内容および事故報告内容の確認 ..... 13  
2. 損害保険契約者保護制度について ..... 13  
3. 共同保険契約について ..... 13

自転車総合保険普通保険約款	14
第1章 用語の定義条項	14
第2章 傷害補償条項	14
第3章 賠償責任補償条項	17
第4章 基本条項	19

## 特 約

⑪ 通院保険金支払特約	27
⑯A 自転車損害補償特約	28
㉙ 自転車盗難危険補償特約	31
㉚ 傷害補償条項の被保険者1名限定特約	32
㉗ 特定自転車搭乗中の傷害危険のみ補償特約	33
㉘ 賠償事故の解決に関する特約 (賠償責任補償条項用)	34
㉙ 傷害補償対象外特約	36
㉛ 賠償責任補償対象外特約	36
㉕ 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	36
㉖ 長期保険特約	37
一般団体自転車総合保険保険料分割払特約	37
㉛ ⑮ 自転車総合保険保険料支払に関する特約	38
㉜ 自転車総合保険保険料分割払特約(一般用)	38
㉝ 企業等の災害補償規定等特約	40
㉞ 死亡保険金支払に関する特約	40
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	41
㉙ ㉚ ㉞ 初回保険料の払込みに関する特約	41
㉙ ㉚ クレジットカードによる保険料支払に関する特約 (登録方式)	42
㉙ ㉚ クレジットカードによる保険料支払に関する特約	42
共同保険に関する特約	43
包括契約に関する特約	43

## 特約の適用方法

適用される特約は、証券面の「特約」欄に番号で表示されますので、その具体的な内容について、本しおりの番号および下表と対比してご参照ください。

特 約	適用される場合
一般団体自転車総合保険保険料分割払特約	一般団体契約の場合で保険料分割払の条件で契約されたときに適用されます。
自転車総合保険保険料分割払特約(一般用)	保険料分割払の条件で契約された場合に適用されます(一般団体契約は除きます。)。
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	すべての契約に適用されます。
共同保険に関する特約	証券上に共同保険の引受会社・分担の割合の表示(裏書)がある場合に適用されます。
包括契約に関する特約	商品付帯契約の場合に適用されます。
コード(または文言)で表示された特約	証券面の「特約」欄に番号(文言)で表示された場合に適用されます。

## 目的別目次

このようなときは	このページをご覧ください	記載ページ	
<b>ご契約について</b>			
契約時に何を申告するのか知りたい クーリングオフについて知りたい いつから補償が開始されるのか知りたい	ご契約の際にお知らせいただきたいこと ご契約のお申込みの撤回等（クーリングオフ）について 保険料のお支払方法について	III. 1 III. 5 III. 4	8ページ 9ページ 8ページ
<b>保険の特徴としくみ</b>			
保険用語がわからない 補償内容や特約について知りたい	用語のご説明 自転車総合保険の補償の内容について「■傷害（基本契約）」 自転車総合保険の補償の内容について「■賠償責任（基本契約）」 自転車総合保険の補償の内容について「■特約（オプション）」	II. 1 II. 2 II. 2 II. 2	4ページ 6ページ 6ページ 7ページ
<b>保険金の請求・支払について</b>			
事故が起きたらどうしたらしいのか知りたい どのような場合に保険金が支払われるのか知りたい	事故のご通知 自転車総合保険の補償の内容について「■傷害（基本契約）」 自転車総合保険の補償の内容について「■賠償責任（基本契約）」 自転車総合保険の補償の内容について「■特約（オプション）」	V. 1 II. 2 II. 2 II. 2	11ページ 6ページ 6ページ 7ページ
保険金を請求したいので連絡先を知りたい 保険金の請求に必要な書類について知りたい 保険金の支払時期について知りたい	事故のご通知 保険金請求のお手続きに必要な書類 保険金のお支払時期について	V. 1 V. 3 V. 4	11ページ 12ページ 12ページ
<b>保険料の払込みについて</b>			
どのような保険料の支払方法があるのか知りたい	保険料のお支払方法について 保険料の払込猶予期間等について	III. 4 III. 4	8ページ 8ページ
<b>ご契約後の諸手続きについて</b>			
住所が変わったときは	通知義務等について	IV. 1	10ページ
<b>ご契約の解約について</b>			
保険契約を解約したい	解約のお手続き	IV. 2	10ページ
<b>満期の手続きについて</b>			
保険契約を継続したい	満期のお手続き	IV. 3	11ページ

# I 保険約款と保険証券について

## 1. 保険約款とは

お客さまと保険会社の各々の権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

「普通保険約款」は

- (1) **用語の定義条項** (約款に使用される用語の解説や補足を行います。)
- (2) 基本的な補償内容を定めた**補償条項** (保険金をお支払いする場合やしない場合、お支払額などの基本的な補償内容を記載しています。)
- (3) 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めている**基本条項**から構成されています。

「特約」は

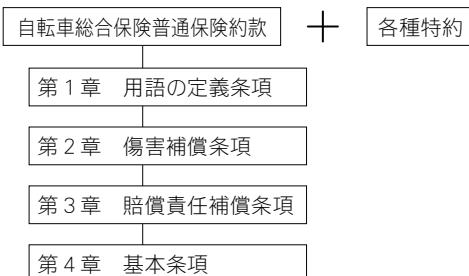
普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので

- (1) ご契約の内容により自動的にセットされる特約 (自動的にセットされる特約)
- (2) お客様の任意でセットいただく特約 (オプション特約)

の2種類があります。

特約の適用の有無は、保険証券に記載しております。

### 【自転車総合保険】



## 2. 保険証券とは

保険証券とは、保険契約について補償内容や補償する金額を定めた証となるものです。約款は保険契約に関するお客さまの権利・義務を定め、補償内容等を記載したのですが、お客さまのご契約において個別に定めた保険金額、保険期間、セットした特約等は保険証券に表示されます。なお、ご契約内容に誤りがないか今一度ご確認ください。

## II 自転車総合保険の商品の内容について

### 1. 用語のご説明

用語		ご説明
い い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
お の	オプション (特約)	特別に補償範囲を広げたり、狭めたりする、あるいは普通保険約款の内容を補足したり変更したりする約款をいいます。
か か	外 来	傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
き き	危 險	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
	急 激	突然的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となつた「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
	競技等	競技、興行 <sup>(注)</sup> をいいます。 (注) いずれもそのための練習を含みます。
く く	偶 然	予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
け け	契約者	ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな権利、義務を持たれる方をいいます。
こ こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至つたものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	告知義務	保険契約の締結に際し、当会社が重要な事項として求めた事項に回答いただく義務をいいます。
し し	自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車 <sup>(注1)</sup> およびその付属品 <sup>(注2)</sup> をいいます。

(注1) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。		
(注2) 積載物を含みます。		
ち ち	治 療	医師 <sup>(注)</sup> が必要であると認め、医師 <sup>(注)</sup> が行う治療行為をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
つ つ	通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等を受け取るためのもの等は含みません。
	通知義務	保険契約の締結後に当会社が告知を求めた事項に変更が生じた場合に、ご連絡いただく義務をいいます。
に に	入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ ほ	被保険者	補償の対象となる方をいいます。
	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	お受け取りになる補償金をいいます。
	保険金額	ご契約金額をいいます。
	保険料	保険契約に基づいて、ご契約者が保険会社に支払う金銭のことをいいます。
	本 人 (被保険者本人)	保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。
み み	未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 2. 自転車総合保険の補償の内容について

### (1) 補償の概要

自転車総合保険では、被保険者が日本国内において次のような事故によってケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 自転車に乗っている間の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合
- ② 自転車に乗っていない時に運行中の自転車と衝突・接触によってケガをされた場合

さらに、日本国内において、自転車の所有・使用・管理に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。

### (2) 被保険者の範囲

被保険者は次の方々となります。

- ① 保険証券に記載された本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族<sup>(注)</sup>
- ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子さま

(注) 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※「傷害補償条項の被保険者1名限定特約」をセットすることにより、被保険者を①の方に限定することができます。

## ■傷害（基本契約）

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	日本国内において、自転車搭乗中の被保険者（補償の対象となる方）が、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや、自転車に搭乗していない被保険者が運行中の自転車との衝突・接触により被ったケガに対して、健康保険、生命保険、相手からの賠償金などと関係なく、下記の保険金をお支払いします。		
①死亡保険金	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で死亡された場合	保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額（ご契約金額）の全額	●故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為による事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 ●戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●頸部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないものなど
②後遺障害保険金	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額（ご契約金額）の4%～100% ※①②は、合計して、各保険年度ごとに（保険期間が1年以内の場合は保険期間を通じて）各被保険者の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
③入院保険金	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で入院された場合	1日につき、保険証券記載の入院保険金日額。ただし、入院の日数に対して180日を限度とし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。	

## ■賠償責任（基本契約）

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
④賠償責任保険金	ご本人およびそのご家族 <sup>(注)</sup> が自転車の所有、使用または管理による日本国内で発生した偶然な事故より、他人を死傷させたり他人の財物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合  (注) ご家族とは、ご本人の配偶者・ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます）・ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子さまをいいます。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、ご注意ください。	1回の事故につき、保険証券記載の賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金。また、その他に損害の発生または拡大を防止するために要した費用、争訟費用、緊急措置費用などもお支払いできる場合があります。 ※事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかる損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払を受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は被保険者が賠償金をお支払済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。 ※被保険者が、既に他の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。	●故意、地震、戦争、暴動などに起因する損害賠償責任 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任  ●「賠償事故の解決に関する特約」において、弊社が代行業務をできない場合 ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償請求権者（被害者）が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合 ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合

<p>●賠償事故の解決に関する特約（概要）</p> <p>賠償責任に自動的にセットされます。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の選定などの手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします。</p>	<p>す。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</li> <li>・損害賠償請求権者（被害者）またはその代理人が日本国内に所在しない場合</li> </ul>
---	-----------------------------------	---

## ■特約（オプション）

特約名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	日本国内において、自転車搭乗中の被保険者（補償の対象となる方）が、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや、自転車に搭乗していない被保険者が運行中の自転車との衝突・接触により被ったケガに対して、健康保険、生命保険、相手からの賠償金などと関係なく、下記の保険金をお支払いします。		■傷害（基本契約）と同じです。
⑤通院保険金支払特約	ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で通院（往診を含みます。）された場合	1日につき、保険証券記載の通院保険金日額。ただし、通院の日数に対して90日を限度とし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。	

(注 1) ①の保険金は死亡保険金受取人にお支払いします。

- ・保険契約を締結した後でも、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を新たに指定または変更することができます（この場合、弊社へ通知が必要となります。）。
- ・死亡保険金受取人指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。その場合で死亡保険金受取人となる法定相続人が2名以上のときは、法定相続分の割合により死亡保険金をお支払いします。
- ・死亡保険金受取人が既に死亡されており、かつ新たな死亡保険金受取人が指定されていなかった場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人で生存されている方に死亡保険金をお支払いします。その場合で死亡保険金受取人が2名以上のときは、均等の割合により死亡保険金をお支払いします。

※死亡保険金受取人の指定または変更是被保険者ご本人に限ります。配偶者・親族については、死亡保険金受取人の指定はできません。

(注 2) ②③⑤の保険金は被保険者にお支払いします。

(注 3) 「傷害補償条項の被保険者1名限定特約」をセットした場合、①～③、⑤の保険金は、ご本人のみが対象となります。

### III ご契約の際にご確認いただきたいこと

#### 1. ご契約の際にお知らせいただきたいこと（普通保険約款基本条項第3条）

ご契約者または被保険者には、次の事項（告知事項）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載された告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

この保険の普通保険約款が適用されるご契約の告知事項は、以下の事項となります。

- ・他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約の有無（有の場合はその内容）

#### 2. 保険期間について

保険期間については保険証券に記載しておりますのでご確認ください。保険期間中に発生した事故に対して保険金をお支払いします。

#### 3. 保険金額（ご契約金額）について

保険金額とは、事故が発生した場合に、弊社がお支払いする損害保険金の限度額のことです。

##### 保険金額を決定する際の注意事項

保険金額の設定につきましては、次の①から③の点にご注意ください。

- ① 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- ② 入院保険金日額、通院保険金日額は、それぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額（他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。）が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
  - ・被保険者の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合
  - ・被保険者がご契約について同意（署名）されていない場合

#### 4. 保険料のお支払方法について

##### （1）保険料のお支払いと補償との関係について

保険料は、団体扱特約や特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と一緒に一括してお支払いください。取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

なお、自転車総合保険保険料分割払特約（一般用）または一般団体自転車総合保険保険料分割払特約をセットされると、分割払にすることもできます。この場合には、次の点にご注意ください。

- ① 第1回分割保険料は初回保険料の払込みに関する特約等の特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と同時にお支払いください。〔自転車総合保険保険料分割払特約（一般用）および一般団体自転車総合保険保険料分割払特約第2条〕
- ② 第2回目以降の分割保険料については、払込期日をお守りください。お支払いがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、またご契約を解除することがあります。〔自転車総合保険保険料分割払特約（一般用）および一般団体自転車総合保険保険料分割払特約第4条および第7条〕

##### （2）保険料の払込猶予期間等について

- ① ご契約時に所定の条件を満たし、「初回保険料の払込みに関する特約」をセットされる場合には、初回保険料を口座振替、クレジットカード払（携帯電話方式）、コンビニ払または請求書払によりお支払いいただけます。この場合の払込期日は条件により、口座振替の場合は、保険期間の初日の属する月または保険期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日、口座振替以外の方法による場合は、保険期間の初日の属する月の末日または保険期間の初日の属する月の翌月末日となります。

なお、クレジットカードにより保険料をお支払いいただく場合の保険料払込日は、クレジットカードご利用金額がお客様の銀行等の口座から実際に引落しされる日ではなく、弊社がクレジットカード会社に対してオーソリゼーション（信用照会）を行い、クレジットカード利用限度額内であることを確認が取れた日とします。

初回保険料の払込期日の翌月末日を経過しても初回保険料のお支払いがない場合<sup>(注)</sup>は、ご契約を解除し、保険期間の初日以後に発生した事故による傷害または損害に対して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<sup>(注)</sup> 初回保険料のお支払いがなかったこと  
にご契約者の故意や重大な過失がなかつ



## 6. ご契約が無効となる場合（普通保険約款基本条項第4条）

保険契約の締結が以下のいずれかに該当する場合、その保険契約は無効となります。

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得することを目的とする場合
- (2) 保険契約者が第三者に保険金を不法に取得させることを目的とする場合
- (3) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約で、死亡保険金受取人を特に指定する場合<sup>注)</sup>に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

## 7. ご契約が失効となる場合（普通保険約款基本条項第5条）

被保険者全員が死亡した場合には、保険契約は失効します。

## 8. ご契約が重大事由により解除となる場合（普通保険約款基本条項第8条）

- (1) 他の保険契約等との重複によって、被保険者にかかる死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合、保険契約を解除することができます。
- (2) 次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。
  - ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
  - ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・被保険者または保険金受取人が保険金の請求に対して詐欺を行った場合

など

# IV ご契約後のお手続きについて

## 1. 通知義務等について

ご契約後に次の事項に変更がある場合に、ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、必ず弊社へご連絡ください。

- ・転居等によるご連絡先・ご住所等の変更

## 2. 解約のお手続き

### (1) 解約のお手続きについて

ご契約後、保険契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社にお申出いただいたうえで、所定の書類をご提出いただく必要があります。

### (2) 被保険者による解約について（普通保険約款基本条項第9条）

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、以下に該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（その被保険者に係る部分に限ります。）の解約を求めるることができます。

- ① この保険の被保険者になることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせる目的として傷害を生じさせようとした場合や、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたことがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者にかかる死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

### (3) 解約時の保険料返還について

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、特に特約等による定めがないかぎり、解約日までのご契約の期間に応じて、所定の計算方法による

保険料を返還します。

### 3. 満期のお手続き

ご契約の満期日が近づいてまいりましたら取扱代理店または弊社よりご継続のご案内をいたします。

## V 事故が発生した場合のお手続きについて

### 1. 事故のご通知（普通保険約款傷害補償条項第8条、賠償責任補償条項第6条）

この保険で補償される事故が発生した場合は、30日以内に弊社または取扱代理店にご通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。

#### ★ご注意★

損害賠償に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認されるときは、必ず弊社にご相談のうえ、承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますのでご注意ください。

#### 事故のご連絡・ご相談は

日新火災テレフォンサービスセンター

**フリーダイヤル 0120-25-7474**

(受付時間：24時間・365日)

### 2. 保険金の請求が可能な日（普通保険約款傷害補償条項第9条など）

傷害による保険金は、それぞれ次の時から請求できます。

#### (1) 死亡保険金

被保険者が死亡した時

#### (2) 後遺障害保険金

被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

#### (3) 入院保険金

被保険者が傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

#### (4) 通院保険金

被保険者が傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

### 3. 保険金請求のお手続きに必要な書類（普通保険約款傷害補償条項第9条、賠償責任補償条項第8条）

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。

- (1) 保険金請求書
- (2) 傷害状況報告書
- (3) 公の機関の事故証明書または第三者による事故証明書等の事故が発生したこともしくは事故状況等を証明する書類
- (4) 後遺障害または傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書、入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (5) 印鑑証明書または戸籍謄本等の被保険者であることまたは相続人であることが確認できる書類
- (6) 示談書その他これに代わる書類
- (7) 損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを証明する書類

※上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

### 4. 保険金のお支払時期について（普通保険約款基本条項第16条）

保険金請求のお手続きを完了した日から原則として30日以内に弊社は保険金を支払うために必要な事故の内容や損害の確認を終え、保険金をお支払いします。

なお、次のような事情が生じた場合は、お客様にその理由と内容をご連絡のうえ、お支払時期を延長させていただくことがあります。

- ・警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180日
- ・医療機関・検査機関等による診断・鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日
- ・後遺障害について医療機関による診断等の結果を得る必要がある場合 120日
- ・災害救助法が適用された災害の被災地域において確認のために必要な調査を行う場合 60日
- ・日本国内において行うための代替的な手段がない際に日本国外における調査を行う場合 180日

### 5. 保険金の代理請求について（普通保険約款傷害補償条項第9条、賠償責任補償条項第8条）

保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人（配偶者<sup>(注)</sup>、3親等以内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。

(注) 法律上の配偶者に限ります。

## VI その他の事項

### 1. ご契約内容および事故報告内容の確認

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。登録内容および確認内容は、上記目的以外には用いません<sup>(注)</sup>。ご不明の点は弊社にお問い合わせください。

(注) 具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、取扱保険会社等の項目について登録し確認を行っています。

### 2. 損害保険契約者保護制度について

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されるなど、支障が生じることがあります。損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり、下表の補償割合で保護されます。

<損害保険契約者保護機構による疾病・傷害保険の補償内容>

	保 険 金	解約返れい金など
短期傷害保険 海外旅行保険	破綻時から3か月以内に発生した事故 100%	
	破綻時から3か月経過後に発生した事故 80%	80%
上記以外の傷害保険、所得補償保険など	90% <sup>(※2)</sup>	

(※1) 保険期間が1年以内の傷害保険をいいます。

(※2) 過去に高い予定利率が付されていた5年超の保険契約については、90%の補償割合を引き下げることがあります。

(注) 破綻保険会社の財産状況により補償割合が80%（補償割合が90%の場合は90%）を上回ることが可能である場合には、その財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。また、保険契約の移転等の際に、補償割合までの削減に加え、保険契約を適正、安全に維持するために契約条件の算

定基礎となる基礎率（予定利率、予定損害率、予定事業費率）の変更を行う可能性があります。

上記内容の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

また、日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfir.co.jp>

損害保険契約者保護機構ホームページ

<http://www.sonpohogo.or.jp>

もご参照ください。

### 3. 共同保険契約について

共同保険契約の場合には、ご契約の証券に記載されている各引受保険会社が証券記載の引受分担割合に応じて、連帯せず独立して保険責任を負っております。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っていますので、上記2. につきましては、引受保険会社の引受分担割合の範囲で生じることとなります。

# 自転車総合保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的 他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
家 族	本人のほか、第4章基本条項第2条(被保険者の範囲)(1)①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
危 險	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技または興行 <sup>(注)</sup> をいいます。 (注) いずれもそのための練習を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車 <sup>(注1)</sup> およびその付属品 <sup>(注2)</sup> をいいます。 (注1) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。 (注2) 積載物を含みます。
他の保険 契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治 療	医師 <sup>(注)</sup> が必要であると認め、医師 <sup>(注)</sup> が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金 日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約の各補償条項および付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険金額	ア. 第2章傷害補償条項および第4章基本条項においては、保険証券記載のその被保険者の保険金額をいいます。 イ. 第3章賠償責任補償条項においては、保険証券記載の保険金額をいいます。
本 人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

未 婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 第2章 傷害補償条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が日本国内においてその身体に被った次に掲げる傷害に対して、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。

- ① 自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ② 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突または接触によって被った傷害

### 第2条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
  - ② 保険金を受け取るべき者<sup>(注1)</sup>の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
  - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動<sup>(注2)</sup>
  - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑥ 核燃料物質<sup>(注3)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注3)</sup>によって汚染された物<sup>(注4)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

#### (注1) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

#### (注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### (注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

#### (注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 自転車を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自転車を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

② 自転車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により自転車を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自転車を使用してい

る間については、保険金を支払います。

- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自転車を使用している間

(3) 当会社は、被保険者が頸部症候群<sup>(注)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

### 第3条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額<sup>(注)</sup>を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

### （注）保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第12条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上あるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。  
(3) 第12条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上ある場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

### 第4条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{別表1に掲げる各等級の保険金額} \times \text{後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当す

る等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合  
既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合  
— 割合

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

### 第5条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数}^{(注)} = \text{入院保険金の額}$$

### （注）入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置<sup>(注)</sup>であるときには、その処置日数を含みます。

- (注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

### 第6条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額

- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保

## 険証券に記載された保険金額

### 第7条（他の身体の障害または疾病的影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

### 第8条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 入院保険金については、その被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注)</sup>または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第10条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第8条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案<sup>(注1)</sup>のために要した費用<sup>(注2)</sup>は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 診断または死体の検案のために要した費用  
収入の喪失を含みません。

### 第11条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

### 第12条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (1)、(2)および(6)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

(4) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(5) (4)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じるものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(7) (6)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会

社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(8) (2)および(6)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人<sup>(注)</sup>を死亡保険金受取人とします。

(注) 死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人  
法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者について、順次の法定相続人とします。

(10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

### 第3章 賠償責任補償条項

#### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において発生した偶然な事故による他人の身体の障害<sup>(注1)</sup>または他人の財物の損壊<sup>(注2)</sup>について、被保険者<sup>(注3)</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

##### (注1) 身体の障害

障害に起因する死亡を含みます。以下この補償条項において同様とします。

##### (注2) 財物の損壊

財物の滅失、汚損または損傷をいいます。以下この補償条項において同様とします。

##### (注3) 被保険者

この補償条項において被保険者には責任無能力者は含まれないものとします。

#### 第2条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者<sup>(注1)</sup>または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動<sup>(注2)</sup>

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質<sup>(注3)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注3)</sup>によって汚染された物<sup>(注4)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

##### (注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

##### (注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

##### (注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

##### (注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。

④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

#### 第4条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金

② 第1条 (保険金を支払う場合) の事故が発生した場合において、被保険者が第6条 (事故の発生) (1)(2)に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用

③ ②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

⑤ 第7条 (当会社による解決) に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

#### 第5条 (保険金の支払額)

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額<sup>(注)</sup>を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、保険金額を支払の限度とします。

② 前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故について、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

##### (注) 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

#### 第6条 (事故の発生)

(1) 第1条 (保険金を支払う場合) の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職

業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないつさいの手段を講ずること。
- ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
- ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。
- ⑤ 他の保険契約等の有無および内容<sup>(注)</sup>について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者は被保険者が正当な理由がなく(1)①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次に掲げる金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。
- ① (1)①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (1)③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

## 第7条 (当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

## 第8条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、

①以外の配偶者<sup>(注)</sup>または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) ③の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) この補償条項によって保険金を支払うべき損害にに対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額<sup>(注)</sup>の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に掲げる額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額<sup>(注)</sup>

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額<sup>(注)</sup>を限度とします。

(注) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額<sup>(注)</sup>の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額<sup>(注)</sup>を差し引いた額とします。

(注) 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

## 第10条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われてない損害の額を差し引いた額

(注) その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) ①②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁

済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第11条（先取特権）

- (1) 被害者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権<sup>(注)</sup>について先取特権を有します。

##### （注）保険金請求権

第4条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合

③ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合

④ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権<sup>(注)</sup>は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権<sup>(注)</sup>を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

##### （注）保険金請求権

第4条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第12条（補償条項の適用）

この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条（保険金の支払額）に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

## 第4章 基本条項

#### 第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時<sup>(注)</sup>に始まり、末日の午後4時に終わります。

##### （注）初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（被保険者の範囲）

- (1) この約款における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。

① 本人の配偶者

② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- (3) 保険契約締結の後、本人が第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合<sup>(注)</sup>には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同補償条項第4条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

- (注) 保険契約締結の後、本人が第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合

第5条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

- (4) (3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

#### 第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合<sup>(注)</sup>

③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故が発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約

解除の効力)の規定にかかるわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害または損害については適用しません。

#### 第4条 (保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合<sup>(注)</sup>に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかつたとき。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合

その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

#### 第5条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条(被保険者の範囲)<sup>(1)</sup>に規定する被保険者がいなくなつた場合には、保険契約は効力を失います。

#### 第6条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第7条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第8条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力<sup>(注)</sup>に該当すると認められること。  
イ. 反社会的勢力<sup>(注)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。  
ウ. 反社会的勢力<sup>(注)</sup>を不当に利用していると認められるこ

ト。  
エ. 法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力<sup>(注)</sup>と社会的に非難されるべき關係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険

者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

#### (注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解除することができます。

① 本人が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 本人以外の被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

#### (注) この保険契約

①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害<sup>(注)</sup>または損害が発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかるわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害<sup>(注)</sup>または損害に対しては、当会社は、保険金<sup>(注)</sup>を支払いません。この場合において、既に保険金<sup>(注)</sup>を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### (注1) 傷害

(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいいます。

#### (注2) 保険金

(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は次のいずれかの損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害

#### 第9条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の

いざかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に對しこの保険契約<sup>(注)</sup>を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)  
①または②に該当する行為のいざかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)  
③アからオまでのいざかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの人に対する信頼を損ない、この保険契約<sup>(注)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解除しなければなりません。

(注) この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約<sup>(注)</sup>が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

## 第10条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- (1) 第8条（重大事由による解除）(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合<sup>(注1)</sup>、本人から前条(2)の規定による解除請求があつた場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいざかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が第2章傷害補償条項第4条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約<sup>(注2)</sup>を解除すること。

- (注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合  
保険契約締結の後、本人が第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

- (注2) この保険契約  
その家族に係る部分に限ります。

- (2) 前条(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）(1)および(2)の規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。

## 第11条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第12条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

- (1) 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合<sup>(注)</sup>は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第13条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第4条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に對し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第2条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者全員が第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

## 第14条（保険料の返還－取消しの場合）

- 第6条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

## 第15条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 次の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- ① 第2条（被保険者の範囲）(3)②

- ② 第7条（保険契約者による保険契約の解除）
- ③ 第10条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）  
(1)②
- (2) 次の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
  - ① 第3条（告知義務）(2)
  - ② 第8条（重大事由による解除）(1)
  - ③ 第12条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）  
(2)
- (3) 第8条（重大事由による解除）(2)①または③の規定により、当会社がこの保険契約<sup>(注)</sup>を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) この保険契約

その家族に係る部分に限ります。

## 第16条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日<sup>(注)</sup>からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第2章傷害補償条項第9条（保険金の請求）(2)および(3)または第3章賠償責任補償条項第8条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会<sup>(注3)</sup>  
180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会  
90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会  
120日

- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査  
60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査  
180日

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第2章傷害補償条項第9条（保険金の請求）(2)および(3)または第3章賠償責任補償条項第8条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和20年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合<sup>(注)</sup>には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合

必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第17条（時効）

保険金請求権は、第2章傷害補償条項第9条（保険金の請求）(1)および第3章賠償責任補償条項第8条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第18条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際<sup>(注1)</sup>、次の事項を協会<sup>(注2)</sup>に登録することができるものとします。
  - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 死亡保険金受取人の氏名
  - ④ 保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当会社名

(注1) この保険契約締結の際

この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の際とします。

(注2) 協会

一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会<sup>(注)</sup>に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にできるものとします。

(注) 協会

一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会<sup>(注)</sup>および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(注) 協会

一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会<sup>(注)</sup>に照会することができます。

(注) 協会

一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

#### 第19条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

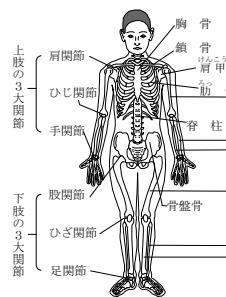
別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>	59%	<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13) 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</li> <li>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> </ul>	42%	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができる程度になったもの</li> <li>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</li> </ul>

	(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失つたもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失つたもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失つたもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失つたもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまづはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	10%	(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。	

## 注2 関節等の説明図



## 別表2 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死 亡	後障 遺害	入 院	賠責 償任
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	
4. 当会社の定める事故状況報告書					○
5. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	
6. 損害を証明する書類					○
7. 死亡診断書または死体検査書		○			
8. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書			○	○	
9. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	
10. 示談書その他これに代わるべき書類					○
11. 損害賠償金の支払または被害者の承諾があつたことを示す書類					○
12. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○			
13. 被保険者の印鑑証明書			○	○	
14. 被保険者の戸籍謄本		○			
15. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかつた場合）		○			
16. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○
17. その他当会社が第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

## 別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

## 特 約

### ⑪ 通院保険金支払特約

#### 第1条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院<sup>(注1)</sup>した場合は、その日数に対し、この特約ならびに普通保険約款第2章傷害補償条項および普通保険約款第4章基本条項に従い、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金} \times \text{通院した日数} = \text{通院保険金の額}$$

(注1) 通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。以下この特約において同様とします。

(注2) 通院保険金日額

保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。

(注3) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、韌帯損傷等の傷害を被った別表に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギブス等<sup>(注)</sup>を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、普通保険約款第2章傷害補償条項第5条(入院保険金の支払)に規定する入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して通院保険金を支払いません。

#### 第2条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被った普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者が通院保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める傷害状況報告書  
② 公の機関<sup>(注)</sup>の事故証明書  
③ 被保険者の印鑑証明書

- ④ 傷害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書  
⑤ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類  
⑥ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条(保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

- (3) 被保険者が通院保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

- (4) 被保険者に通院保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、通院保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として通院保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に通院保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に通院保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注)</sup>または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの通院保険金の請求に対して、当会社が通院保険金を支払った後に、重複して通院保険金の請求を受けたとしても、当会社は、通院保険金を支払いません。

- (6) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7) 保険契約者、被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて通院保険金を支払います。

#### 第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4章基本条項 第16条(保険金の支払時期)	第2章傷害補償条項 第9条(保険金の請求) (2)および (3)または第3章 賠償責任補償条項 第8条(保険金の請求) (2)および (3)の規定による手続	この特約第2条 (保険金の請求) (2)、(3)および (4)の規定による手続

②	第4章基本条項 第17条（時効）	第2章傷害補償条項第9条（保険金の請求）(1)および第3章賠償責任補償条項第8条（保険金の請求）(1)	この特約第2条（保険金の請求）(1)
---	---------------------	---	--------------------

別表 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、普通保険約款別表1の注2の図に示すところによります。

## ⑩ 自転車損害補償特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において、保険証券記載の被保険者が所有する保険の対象について生じた偶然な事故による損害に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

### 第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象とは、保険証券記載の自転車とします。ただし、新車として購入後1年以内のものに限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）「自転車」に規定されたもののうち、積載物については保険の対象から除くものとし、付属品については保険証券に記載されたものに限り、保険の対象に含むものとします。

### 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者<sup>(注2)</sup>の故意または重大な過失。  
ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りません。
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定は適用しません。
- ④ 窃盗、強盗、詐欺または横領
- ⑤ 保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、磨滅、劣化もしくは保険の対象の性質による腐蝕、さび、変色またはその他の自然の劣化消耗
- ⑥ 保険の対象に対する修理、調整の作業<sup>(注3)</sup>上の過失または技術の拙劣。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、こ

の規定は適用しません。

- ⑦ 紛失または置き忘れ
- ⑧ 自転車から取りはずされている保険の対象に生じた事故
- ⑨ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ⑩ 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災。ただし、火災によって生じた損害を除きます。
- ⑪ 差押え、徵発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または当会社の負担する危険からの避難に必要な処置としてなされた場合は、この規定は適用しません。

### (注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### (注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### (注3) 作業

点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。

### 第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害<sup>(注1)</sup>に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動<sup>(注2)</sup>
- ② 核燃料物質<sup>(注3)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注3)</sup>によって汚染された物<sup>(注4)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波

### (注1) 損害

これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因が何であるかにかかわらず、同条の事故がこれら的事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

### (注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

### (注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

### (注4) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

### 第5条（事故発生時の義務）

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 事故発生の日時、場所、事故状況、損害の程度およびこれらの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を遅滞なく書面をもって当会社に通知し、かつ、事故の通知をした日からその日を含めて30日以内または当会社が書面をもって承認した猶予期間内に事故状況調査および損害見積書を作成し提出すること。

③ 保険の対象を修理をする場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。

④ 被保険者が第三者より損害の賠償を受け得る場合には、

その権利の保全または行使について必要な手続をすること。

- (5) 他の保険契約等<sup>(注1)</sup>の有無および内容<sup>(注2)</sup>について遅滞なく当会社に通知すること。
- (6) ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。また、その他当会社が行う損害の調査に協力すること。

#### (注1) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

#### (注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等<sup>(注1)</sup>から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その実態を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって(1)①から⑥までの規定に違反した場合は、当会社は、次に掲げる額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

② (1)②、③、⑤および⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ (1)④の規定に違反した場合は、他人からの損害の賠償を受けることによって取得することができたと認められる額

- (3) 保険契約者または被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②もしくは⑥の書類に、事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第6条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象を調査することができます。

#### 第7条（保険価額）

この特約においては、損害の生じた地および時における保険の対象の価額を保険価額とします。

#### 第8条（支払保険金の額）

- (1) 当会社は、保険の対象の保険価額によって算出した損害の額から1事故・1台につき5,000円を控除した残額についてのみ、保険金を支払います。ただし、全損の場合は、5,000円の控除は適用しません。

- (2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合は、次の①から②および③の合計額を差し引いた額を(1)にいう損害の額とします。ただし、その額が保険価額を超える場合には、全損とみなします。

① 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費

② 修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額

③ 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

- (3) 保険契約者または被保険者が、損害の発生または拡大の防止のために必要かつ有益な費用を負担した場合は、その費用を(2)の損害の額に加えます。

#### 第9条（一部保険・超過保険の場合の支払保険金の額）

- (1) 保険金額が保険価額より少ない場合は、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合を、前条にいう保険金に乗じて算出した額を、保険金として支払います。

- (2) 保険金額が保険価額より多い場合は、当会社は、保険価額を限度として、前条にいう保険金を支払います。

#### 第10条（現物による支払）

当会社は、損害の全部または一部について復元もしくは修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、当会社は、普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）の期間内に書面をもって、その旨を被保険者に通知します。

#### 第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険の対象に第1条（保険金を支払う場合）の事故により損害が発生した時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
  - ① 当会社の定める事故状況報告書
  - ② 公の機関<sup>(注)</sup>の事故証明書
  - ③ 損害見積書
  - ④ 写真
- (5) 保険金の請求を第三者に委任する場合には、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- (6) その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

#### (注) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者のいずれかがその事情を示す書類をもってその実態を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注)</sup>または②以外の3親等内の親族

#### (注) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求める書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第12条（他の保険契約等がある場合の支払額）

(1) 他の保険契約等<sup>(注1)</sup>がある場合において、支払責任額<sup>(注2)</sup>の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等<sup>(注1)</sup>から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額<sup>(注2)</sup>

② 他の保険契約等<sup>(注1)</sup>から保険金または共済金が支払われた場合

(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等<sup>(注1)</sup>から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額<sup>(注2)</sup>を限度とします。

(注1) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

他の保険契約等<sup>(注1)</sup>がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額<sup>(注)</sup>の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(注) 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

## 第13条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額<sup>(注2)</sup>、事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等<sup>(注3)</sup>の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第11条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会<sup>(注3)</sup>180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第11条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注)</sup>には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第14条（残存保険金額）

当会社が、この特約により保険金を支払った場合には、保険金額から支払った保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

## 第15条（残存物についての当会社の権利）

(1) 保険の対象が全損となった場合において、当会社が保険金額の全額を支払ったときは、当会社は、被保険者がその保険の対象に対して有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその所有権その他の物権を取得します。

(2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、保険の対象に対して被保険者が有する所有権その他の物権は移転しません。

## 第16条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転しま

す。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額  
② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われて  
いない損害の額を差し引いた額

(注) その他の債権

共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償  
権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き  
続いき有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁  
済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)  
の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする  
証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

**第17条 (普通保険約款の適用除外)**

普通保険約款第4章基本条項の第16条(保険金の支払時期)  
の規定は適用しません。

**第18条 (普通保険約款の読み替え)**

この特約については、普通保険約款第4章基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第17条 (時効)	第2章傷害補償条項第9条(保険金の請求)(1)および第3章賠償責任補償条項第8条(保険金の請求)(1)	この特約第11条(保険金の請求)(1)

**第19条 (重大事由による解除の特則)**

(1) 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第4章基本条項第8条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。

(注) この特約

被保険者または保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第8条(重大事由による解除)(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた損害については適用しません。

**第20条 (準用規定)**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## ㉙ 自転車盗難危険補償特約

**第1条 (保険金を支払う場合)**

当会社は、この特約の定めるところに従い、車両特約(注1)

第3条(保険金を支払わない場合ーその1)④の規定にかかわらず、保険の対象について、窃盗または強盗のために生じた盗難(注2)によって生じた損害に対して、保険金を支払います。

(注1) 車両特約

自転車損害補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。

(注2) 盗難

盗取、損傷または汚損をいいます。以下この特約において同様とします。

**第2条 (保険金を支払わない場合)**

当会社は、車両特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)および第4条(保険金を支払わない場合ーその2)に定める損害(注)のほか、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と生計を共にする親族または同居する親族が、単独もしくは第三者と共に謀して行った盗難によって生じた損害

② 車両特約第3条⑩および第4条の事由の際ににおける盗難によって生じた損害

(注) 損害

車両特約第3条④に定める窃盗または強盗によって生じた損害を除きます。

**第3条 (事故発生時の義務)**

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、車両特約第5条(事故発生時の義務)(1)に定める事項のほか、次の事項を履行しなければなりません。

① 直ちに所轄警察署に届け出ること。

② 盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。

**第4条 (支払保険金の額)**

当会社が、この特約により支払う保険金の額は、車両特約第8条(支払保険金の額)および第9条(一部保険・超過保険の場合の支払保険金の額)の規定により算出した額の2分の1とします。

**第5条 (保険金の請求)**

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、車両特約第11条(保険金の請求)に定める書類のほか、所轄警察署の証明書を当会社に提出しなければなりません。

**第6条 (残存保険金額)**

当会社が、この特約により保険金を支払った場合には、車両特約第13条(残存保険金額)の規定中「支払った保険金の額」とあるのを「支払った保険金の2倍の額」と読み替えるものとします。

**第7条 (保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置)**

盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収物について盗難の損害は生じなかつるものとみなします。ただし、その保険の対象に損傷または汚損がない場合に限ります。

**第8条 (盗難品発見後の通知義務)**

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しな

ければなりません。

#### 第9条（保険金支払後に盗難品が回収された場合の措置）

盗取された保険の目的について、当会社が保険金を支払った後1年以内にその保険の対象またはその一部が回収された場合は、被保険者は、保険金に相当する額を当会社に支払って、その返還を受けることができます。この場合、回収されるまでの間に、その保険の対象に生じた損傷または汚損による損害に対して、保険金を請求することができます。

#### 第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、車両特約および普通保険約款の規定を準用します。

### ② 傷害補償条項の被保険者1名限定特約

#### 第1条（傷害補償条項の被保険者の範囲）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項の被保険者を、普通保険約款第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者のうち、本人1名とします。

(2) この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約が付帯されている場合についても(1)の規定を準用します。

#### 第2条（被保険者が死亡した場合の取扱い）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

#### 第3条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）(3)および(4)ならびに同章第5条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

#### 第4条（普通保険約款等の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替える前	読み替える後
①	第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の入院保険金日額および保険金額	その被保険者	被保険者
②	第2章傷害補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(1)(①)	被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害に限ります。	被保険者の故意または重大な過失
③	第2章傷害補償条項第2条(1)(③)	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害に限ります。	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④	第2章傷害補償条項第2条(2)	当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わなのはその被保険者の被った傷害に限ります。	当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
⑤	第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）(2)、第4条（後遺障害保険金の支払）(1)および第5条（入院保険金の支払）(1)	その被保険者	被保険者
⑥	第2章傷害補償条項第6条（当会社の責任限度額）	次に掲げる額をもって限度とします。 ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額 ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額	保険証券記載の保険金額をもって限度とします。
⑦	第2章傷害補償条項第9条（保険金の請求）(1)および(3)	その被保険者	被保険者
⑧	第2章傷害補償条項第12条（死亡保険金受取人の変更）	その被保険者	被保険者
⑨	第4章基本条項第4条（保険契約の無効）(注)	その被保険者	被保険者
⑩	第4章第8条（重大事由による解除）(2)(注)	①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。	その被保険者に係る部分に限ります。

⑪	第4章第8条(3) (注1)	(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいまます。	(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいまます。	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者に生じた傷害に限ります。	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
---	-------------------	--	--	--	-----------------------

(2) この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	通院保険金支払特約第1条(通院保険金の支払) (1)および第2条(保険金の請求)(4)	その被保険者	被保険者

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

### 98 特定自転車搭乗中の傷害危険のみ補償特約

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において保険証券記載の自転車に搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対してのみ、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

#### 第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、保険証券記載の自転車に搭乗中の者とします。

#### 第3条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）および第5条（保険契約の失效）の規定は適用しません。

#### 第4条（普通保険約款等の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の表の入院保険金日額および保険金額	その被保険者	被保険者
②	第2章傷害補償条項第2条(保険金を支払わない場合)(1)①	被保険者の故意または重大な過失ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。	被保険者の故意または重大な過失

③	第2章傷害補償条項第2条(保険金を支払わない場合)(1)③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者に生じた傷害に限ります。	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	第2章傷害補償条項第2条(保険金を支払わない場合)(2)	当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。	当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
⑤	第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金の支払)(2)、第4条(後遺障害保険金の支払)(1)および第5条(入院保険金の支払)(1)	その被保険者	被保険者
⑥	第2章傷害補償条項第6条(当会社の責任限度額)	次に掲げる額をもって限度とします。 ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額 ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額	保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。
⑦	第2章傷害補償条項第9条(保険金の請求)(1)および(3)	その被保険者	被保険者
⑧	第2章傷害補償条項第12条(死亡保険金受取人の変更)	その被保険者	被保険者
⑨	第4章基本条項第4条(保険契約の無効)(注)	その被保険者	被保険者

⑩	第4章第8条(重大事由による解除) (2) (注)	①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。	その被保険者に係る部分に限ります。
⑪	第4章第8条(3)(注1)	(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいまます。	(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいまます。

(2) この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 通院保険金支払特約第1条(通院保険金の支払) (1)および第2条(保険金の請求) (4)	その被保険者	被保険者

## 第5条（賠償責任の取扱い）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

## 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## A7 賠償事故の解決に関する特約（賠償責任補償条項用）

### 第1条（当会社による援助）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者<sup>(注1)</sup>が普通保険約款第3章賠償責任補償条項の規定により保険金の支払われる事故<sup>(注2)</sup>（以下「賠償事故」といいます。）にかかる損害賠償の請求を受け、損害賠償金を支払う場合には、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注1) 被保険者

普通保険約款第3章賠償責任補償条項の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。

(注2) 事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(2) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

### 第2条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなくてはなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
  - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
  - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
  - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
  - ④ 免責金額<sup>(注2)</sup>がある場合は、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額を下回る場合

(注) 免責金額

第1条（当会社による援助）(1)に定める補償条項について適用される免責金額をいいます。以下この特約において同様とします。

- (4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

### 第3条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、この特約により、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が第1条（当会社による援助）(1)に定める補償条項およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額<sup>(注2)</sup>を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があつた場合  
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 第2条(当会社による解決)およびこの条の損害賠償額とは、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、次に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

② 免責金額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額<sup>(注)</sup>が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① (2)の④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) (6)の②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が第1条(当会社による援助)(1)に定める補償条項およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額<sup>(注)</sup>を限度とします。

(注) 保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

#### 第4条(損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書<sup>(注)</sup>については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 損害賠償額の請求書

② 交通事故に関する損害賠償額の請求に関しては、公の機関が発行する交通事故証明書<sup>(注)</sup>

③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

す書類

⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す談話

⑦ 財物の滅失、破損または汚損に関する損害賠償額の請求においては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書とします。)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)

⑧ その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注)</sup>または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当会社は、前条(2)①から④まで、または前条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日<sup>(注)</sup>から起算して30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、

損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容  
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日  
損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会<sup>(注3)</sup>  
180日

② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会90日

③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日  
損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数  
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 捜査・調査結果の照会  
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注)</sup>には、これにより確認が遅延した期間について、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合  
必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

## 第5条 (損害賠償請求権の行使期限)

第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

## 第6条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第1条(当会社による援助)または第2条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、第1条(1)に掲げる補償条項の保険証券記載の保険金額<sup>(注)</sup>の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険金額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金<sup>(注)</sup>の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第1条(当会社による援助)(1)に掲げる補償条項の保険金の支払額の規定、第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金<sup>(注)</sup>を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金  
利息を含みます。

(4) (1)の供託金<sup>(注1)</sup>が第三者に還付された場合には、その還付された供託金<sup>(注1)</sup>の限度で、(1)の当会社の名による供託金<sup>(注1)</sup>または貸付金<sup>(注2)</sup>が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

(5) 普通保険約款第3章賠償責任補償条項第8条(保険金の請求)の規定により当会社保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

## 第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 85 傷害補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

## 24 賠償責任補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

## 15 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条

項に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

## ㉕ 長期保険特約

### 第1条（適用契約の範囲）

この特約は、保険証券記載の保険期間が1年を超える場合に適用します。

### 第2条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し未経過料率係数によって計算した額を返還します。

### 第3条（保険料の返還－解除の場合）

次の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当会社は、未経過期間に対し未経過料率係数によって計算した額を返還します。

- ① 普通保険約款第4章基本条項第2条（被保険者の範囲）  
(3)(2)
- ② 普通保険約款同章第3条（告知義務）(2)
- ③ 普通保険約款同章第7条（保険契約による保険契約の解除）
- ④ 普通保険約款同章第8条（重大事由による解除）(1)および(2)
- ⑤ 普通保険約款同章第10条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)(2)
- ⑥ 普通保険約款同章第12条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)

### 第4条（保険料率の改定の場合）

保険期間の中途においてこの保険契約に適用されている保険料率が改定された場合であっても、当会社は、この保険契約の保険料の変更ならびに返還および請求は行いません。

### 第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約について、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第2章傷害補償条項第3条（死亡保険金の支払）(注)	既に支払った後遺障害保険金がある場合は	同一契約年度において発生した傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は
② 第2章第4条（後遺障害保険金の支払）(6)および第6条（当会社の責任限度額）	保険期間を通じ	各契約年度ごとに

## 一般団体自転車総合保険保険料分割払特約

### 第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料<sup>(注1)</sup>を保険証券記載の回数に分割<sup>(注2)</sup>して払い込むことを承認します。

#### (注1) 年額保険料

この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下の特約において同様とします。

#### (注2) 年額保険料を保険証券記載の回数に分割

年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下の特約において同様とします。

### 第2条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日<sup>(注1)</sup>に払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した場合<sup>(注2)</sup>には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

#### (注1) 払込期日

保険証券記載の払込期日をいいます。以下の特約において同様とします。

#### (注2) 当会社が特に承認した場合

一定した集金日の定めがあり、集金者が保険料相当額を集金する保険契約についてのみ承認するものとします。

### 第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

### 第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の返還または請求）①の規定による追加保険料の支払を怠った場合<sup>(注)</sup>は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### (注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) 第8条（保険料の返還または請求）①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 第8条（保険料の返還または請求）②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は保険契約条件の変更の承認請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

### 第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第4章

基本条項第2条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員が、普通保険約款第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込分割保険料<sup>(注)</sup>の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

**第7条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)**

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日<sup>(注)</sup>において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注) その翌月の払込期日

以下この条において「次回払込期日」といいます。

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)による解除の場合は、次回払込期日

**第8条 (保険料の返還または請求)**

次に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次のとおり保険料を返還または請求します。

① 普通保険約款第4章基本条項第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

③ 保険契約が失効となる場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料<sup>(注)</sup>との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分を除き、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料は返還しません。

④ 次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料<sup>(注)</sup>との差額を返還または請求します。

ア. 第5条(追加保険料の払込み)(2)

イ. 普通保険約款第4章第3条(2)

ウ. 普通保険約款同章第7条(保険契約による保険契約の解除)

エ. 普通保険約款同章第8条(重大事由による解除)(1)

および(2)

オ. 普通保険約款同章第9条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)

カ. 普通保険約款同章第9条(3)

⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

**第9条 (準用規定)**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

**④1 自転車総合保険保険料支払に関する特約**

**第1条 (保険料の払込み)**

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

**第2条 (保険料領収前の事故)**

当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合において、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

**第3条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)**

当会社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

**第4条 (保険契約解除の効力)**

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

**③7 自転車総合保険保険料分割払特約(一般用)**

**第1条 (保険料の分割払)**

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料<sup>(注1)</sup>を保険証券記載の回数に分割<sup>(注2)</sup>して払い込むことを承認します。

(注1) 年額保険料

この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下の特約において同様とします。

(注2) 年額保険料を保険証券記載の回数に分割

年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下の特約において同様とします。

**第2条 (分割保険料の払込み)**

(1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日<sup>(注)</sup>に払い込まなければなりません。

(注) 払込期日

保険証券記載の払込期日をいいます。以下の特約において同様とします。

(2) 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関<sup>(注)</sup>ごとに当会社の定める期日とします。ただし、

払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(注) 提携金融機関

当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この特約において同様とします。

(3) 保険料払込方式が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当会社は、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 第3条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条 (分割保険料不払により保険金を支払わない場合)

(1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。  
(2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

### 第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 当会社が第8条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。  
(2) 当会社は、保険契約者が第8条(保険料の返還または請求)  
①の規定による追加保険料の支払を怠った場合<sup>(注)</sup>は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) 第8条(保険料の返還または請求)①の規定による追加保険料を請求する場合において、②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。  
(4) 第8条(保険料の返還または請求)②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

### 第6条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第4章基本条項第2条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員が、普通保険約款第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金

の支払)①の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込分割保険料<sup>(注)</sup>の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第7条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。  
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合  
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日<sup>(注)</sup>において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注) その翌月の払込期日

以下の条において「次回払込期日」といいます。

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。  
① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日  
② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

### 第8条 (保険料の返還または請求)

次に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次のとおり保険料を返還または請求します。

- ① 普通保険約款第4章基本条項第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。  
② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還又は請求します。  
③ 保険契約が失効となる場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料<sup>(注)</sup>との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害補償条項第3条(死亡保険金の支払)①の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分を除き、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料は返還しません。  
④ 次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料<sup>(注)</sup>との差額を返還または請求します。  
ア. 第5条(追加保険料の払込み)(2)  
イ. 普通保険約款第4章第3条(2)  
ウ. 普通保険約款同章第7条(保険契約者による保険契約の解除)  
エ. 普通保険約款同章第8条(重大事由による解除)(1)および(2)  
オ. 普通保険約款同章第9条(被保険者による保険契約の

解除請求) (2)

カ. 普通保険約款同章第9条 (3)

⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

## ㉟ 企業等の災害補償規定等特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約にいう災害補償規定等とは、保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。

### 第2条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款等<sup>(注)</sup>の規定にかかるべく、保険契約者を死亡保険金受取人とします。

(注) 普通保険約款等

この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。以下この特約において同様とします。

(2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額<sup>(注1)</sup>を限度とします。

① 保険金の請求書類が第4条 (保険金の請求) ①の場合  
遺族補償額<sup>(注2)</sup>の範囲内で、受給者<sup>(注3)</sup>が了知している保険金の請求額

② 保険金の請求書類が同条②の場合  
受給者が保険契約者から受領した金銭の額  
③ 保険金の請求書類が同条③の場合  
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額

(注1) 次に掲げる金額

他の保険契約等<sup>(注4)</sup>があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等<sup>(注4)</sup>によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

(注2) 遺族補償額

災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。以下この特約において同様とします。

(注3) 受給者

災害補償規定等の受給者をいいます。以下この特約において同様とします。

(注4) 他の保険契約等

災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。以下この特約において同様とします。

(3) (1)および(2)の規定にかかるべく、保険契約者が第4条(保険金の請求)の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、遺族補償額<sup>(注)</sup>を限度とします。

(注) 遺族補償額

災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

### 第3条 (保険料の返還)

前条(2)ただし書または同条(4)ただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

### 第4条 (保険金の請求)

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類のほかに、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

## ㉟ 死亡保険金支払に関する特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は次の定義によります。

用語	定義
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、補償を行いう旨を定めたものをいいます。なお、保険金額が被保険者である従業員等に対し弔慰金、退職金の支払に充当される額を超過する場合には、その超過額が保険契約者の費用等に充当されることが規定されたものをいいます。

### 第2条 (災害補償規定等の備え付け)

保険契約者が企業等で、各被保険者からの書面による同意以外の方法により保険契約者を死亡保険金受取人と定める場合は、この特約により保険契約者は災害補償規定等を備え、当会社がその提出を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

### 第3条 (保険金の支払)

(1) 保険契約者は、死亡保険金請求に伴い、この特約が付帯された普通保険約款または特約に定められた書類のほか、次に掲げる書類のうちいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを確認できる書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことが確認できる書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことが確認できる書類

(2) 保険契約者は、やむを得ず死亡保険金受領後に(1)②または③の書類を提出する場合には、保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

(3) 当会社は、(2)で規定する書類が期日までに提出されなかつた場合には、保険契約者に支払われた死亡保険金の返還を求めることができるものとします。なお、死亡保険金が当会社に返還された場合には、当会社は既に払い込まれた保険料のうち、その返還分に対する保険料を保険契約者に返還します。

## 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

### 第1条（戦争危険等免責の一部修正）

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章傷害補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(1)(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動<sup>(注2)</sup>。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」
- (2) 当会社は、普通保険約款第2章傷害補償条項第2条(1)(4)以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、同条(1)(4)と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

### 第2条（この特約の解除）

当会社は、前条(1)により読み替えた普通保険約款第2章傷害補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(1)(4)のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲<sup>(注3)</sup>を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

#### （注）引受範囲

保険契約を引受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

### 第3条（特約解除の効力）

前条の規定により当会社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

## ⑩⑪⑫⑬ 初回保険料の払込みに関する特約

### 第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次に掲げる保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法または当会社が定める口座振替以外の方法のいずれかにより払い込むことについての合意がある場合に適用します。
- ① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料または一時払暫定保険料
- ② 保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合には第1回分割保険料
- ③ 保険期間が1年を超える長期契約で保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料または第1回暫定保険料<sup>(注4)</sup>

#### （注）第1回保険料または第1回暫定保険料

保険料の払込方法が一部一時払の場合の一時払保険料と将来の保険料の全額を同時に前納する場合のその保険料とを含みます。

- (2) 保険契約者が口座振替の方法により、この特約の適用を受けようとする場合は、次に掲げる条件をいずれも満たすことを要します。

- ① 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関<sup>(注5)</sup>に、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日までに設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当

会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日までになされていること。

#### （注）提携金融機関

当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。

- (3) 保険契約者が口座振替以外の方法により、この特約の適用を受けようとする場合は、保険契約の締結が、保険期間の初日までになされていることを要します。

### 第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 口座振替による初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 口座振替以外の方法による初回保険料の払込みの場合の初回保険料払込期日は、当会社所定の期日とします。
- (5) この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されており、保険料払込方法が月払の場合で、初回保険料払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月となるときは、当会社は、初回保険料および第2回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。
- (6) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みが行われなかつた場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日（以下「払込期限」といいます。）までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の初回保険料の払込みを怠ったことについて、故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

### 第3条（初回保険料払込前の事故）

- (1) 当会社は、保険契約者が払込期限までに初回保険料を払い込んだ場合は、初回保険料払込前の事故（その原因を含みます。）に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込前の事故（その原因を含みます。）に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける以前に、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

### 第4条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第2条（初回保険料の払込み）に規定する払込期限までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 第5条（継続に関する特約との関係）

この保険契約がこれに付帯された保険契約の自動継続に関する特約の規定により継続される場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

## 第6条（付帯される普通保険約款による読み替え規定）

この特約が下記の普通保険約款に付帯される場合は、第3条（初回保険料払込前の事故）に規定する「事故（その原因を含みます。）」を以下のとおり読み替えます。

- ① 医療費用保険普通保険約款一入院（その原因を含みます。）
- ② 失業時支援保険普通保険約款一失業（その原因を含みます。）
- ③ 所得補償保険普通保険約款一就業不能、傷害または損害（その原因を含みます。）

## 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特別約款ならびに特約の規定を準用します。

## ㉙㉚ クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約、初回保険料の払込みに関する特約、初回保険料の払込みに関する特約（前月手続用）、長期保険保険料年払特約、追加保険料の払込みに関する特約、訂正保険料の払込みに関する特約または保険契約を自動的に継続する特約（以下「保険料払込特約」といいます。）の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が保険料<sup>(注)</sup>を支払うことを承認します。

#### （注）保険料

この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、初回保険料の払込みに関する特約に定める「初回保険料」、長期保険保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。

### 第3条（クレジットカードによる保険料の払込み）

（1）保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。

（2）当会社は、この特約により保険料払込特約の適用にあたっては、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）へ該当のクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあつたものとみなします。

（3）（2）の場合において、クレジットカードが有効であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。

（4）（2）の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、適用しません。ただし、保険契約者がカ

ード会社との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

### 第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

当会社は、前条（4）の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

### 第5条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができます。

### 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## ㉙㉚ クレジットカードによる保険料支払に関する特約

### 第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカード<sup>(注1)</sup>により、保険契約者が、この保険契約の保険料<sup>(注2)</sup>を支払うことを承認します。ただし、カード会社<sup>(注3)</sup>との間で締結した会員規約等<sup>(注4)</sup>によりクレジットカードの使用が認められた者または会員と保険契約者が同一である場合に限ります。

#### （注1）クレジットカード

当会社の指定するクレジットカードをいいます。以下の特約において同様とします。

#### （注2）この保険契約の保険料

追加保険料を含みます。以下の特約において同様とします。

#### （注3）カード会社

クレジットカード発行会社をいいます。以下の特約において同様とします。

#### （注4）会員規約等

カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。以下の特約において同様とします。

### 第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

（1）保険契約者から、クレジットカードによりこの保険契約の保険料を支払う旨の申出があり、かつ、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用される場合には、当会社は、カード会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時<sup>(注)</sup>以後、普通保険約款およびこれに付帯された特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

#### （注）承認した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。

（2）（1）の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合について適用しません。ただし、保険契約者

が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対して保険料相当額を既に支払っている場合には、この規定は適用しません。

### 第3条（保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い）

- (1) 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者にその保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対して保険料相当額を既に支払っている場合には、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第4条（保険料の返還に関する特則）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合または保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対して保険料相当額を既に支払っている場合には、この規定は適用しません。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 共同保険に関する特約

### 第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第2条（幹事保険会社の行う業務）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項に関する業務を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認等
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約の変更手続に係る承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる業務は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等が保険契約上の規定に基づいて幹事保険会社に対し行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## 包括契約に関する特約

### 第1条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料<sup>(注)</sup>を当会社に支払わなければなりません。

(注)<sup>(注)</sup> 暫定保険料

保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

MEMO

MEMO

MEMO

**全国に広がる日新火災の営業店舗  
電話番号一覧表 (2013. 4現在)**

受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)

**事故・夜間・休日のご連絡先**

日新火災テレフォンサービスセンター

フリーダイヤル 0120-25-7474(受付時間:24時間・365日)

**【北　　海　　道】**

札幌第1支店	(011) 241-1315
函館支社	(0138) 54-8591
札幌第2支店	(011) 241-1316
道南支社	(0144) 34-8191
旭川サービス支店	(0166) 26-4431
北見支社	(0157) 24-6471
道東サービス支店	(0154) 23-8251
帯広支社	(0155) 22-8711

**【東】**

盛岡サービス支店	(019) 623-4316
三陸事務所	(0193) 24-3118
岩手南サービス支店	(0197) 65-3821
花巻支社	(0198) 26-1771
青森サービス支店	(017) 775-1461
むつ事務所	(0175) 23-8621
弘前支社	(0172) 36-1555
八戸サービス支店	(0178) 43-1567
秋田サービス支店	(018) 837-5255
仙台第1支店	(022) 263-5465
仙台第2支店	(022) 227-2182
古川事務所	(0229) 24-1620
気仙沼事務所	(0226) 24-2004
山形サービス支店	(023) 622-4006
酒田サービス支社	(0234) 23-5106
郡山サービス支店	(024) 932-2266
白河支社	(0248) 22-6618
福島サービス支店	(024) 526-0205
いわきサービス支店	(0246) 22-1881
会津若松サービス支店	(0242) 24-5661

**【関　東・甲　信　越】**

本店営業部	公務課	(03) 5282-5547
本店営業部	金融課	(03) 5282-5548
本店営業部	営業第1課	(03) 5282-5550
本店営業部	営業第2課	(03) 5282-5554
東京中央支店		(03) 5282-5556
東京東支店		(03) 3625-2040
東京西支店		(03) 5354-7081
東京南支店		(03) 5423-6100
多摩サービス支店		(042) 527-7771
山梨サービス支店		(055) 228-1277
富士吉田支社		(0555) 22-5801
水戸サービス支店		(029) 221-9125
下館サービス支店		(0296) 25-0312
千葉北サービス支店		(04) 7163-7443
千葉サービス支店		(043) 244-0521
木更津支社		(0438) 23-2262
宇都宮サービス支店		(028) 635-1571
小山営業所		(0285) 24-4094
埼玉新都心支店		(048) 834-2295
埼玉東支店		(048) 761-6181
埼玉北サービス支店		(048) 523-1313
埼玉西サービス支店		(049) 249-5117
群馬サービス支店		(027) 224-3622
太田サービス支店		(0276) 45-4691
長野サービス支店		(026) 244-0232
上田支社		(0268) 27-3240
松本サービス支店		(0263) 33-3210
諏訪支社		(0266) 57-6600
新潟サービス支店		(025) 245-0324
長岡サービス支店		(0258) 32-2285
六日町支社		(025) 773-3547
三条サービス支店		(0256) 33-1045
横浜自動車営業課		(045) 461-2223
横浜支店		(045) 633-5288
横浜中央支店		(045) 633-5291
川崎支店		(044) 244-0171
神奈川県央サービス支店		(042) 749-1912
湘南サービス支店		(0463) 21-2176

**【中**

静岡サービス支店  
藤枝支店  
沼津サービス支店  
富士サービス支店  
浜松サービス支店  
東海第1事業部 営業第1課  
東海第1事業部 営業第2課  
東海第1事業部 営業第3課  
知多営業所  
三河サービス支店  
愛知北サービス支店  
一宮サービス支店  
岐阜サービス支店  
高山支社  
多治見サービス支店  
三重サービス支店  
三重中央サービス支店

**【北**

金沢サービス支店  
七尾事務所  
福井サービス支店  
富山支店

**【近**

京都サービス支店  
福知山サービス支社  
大津サービス支店  
彦根サービス支店  
八日市支社  
関西第1事業部 営業第1課  
関西第1事業部 営業第2課  
大阪中央支店  
北大阪サービス支店  
神戸サービス支店  
姫路サービス支店  
大阪東サービス支店  
南大阪サービス支店  
和歌山サービス支店  
田辺サービス支店  
新宮支社  
奈良サービス支店

**部】**

(054) 254-8861  
(054) 645-2200  
(055) 962-1311  
(0545) 52-1532  
(053) 455-4311  
(052) 231-7881  
(052) 231-7882  
(052) 231-1112  
(0569) 22-8267  
(0564) 21-1601  
(0568) 81-8400  
(0586) 72-0178  
(058) 264-7261  
(0577) 32-1277  
(0572) 22-7268  
(059) 351-2477  
(059) 227-5185

**陸】**

(076) 263-2150  
(0767) 53-0878  
(0776) 21-0401  
(076) 433-3545

**畿】**

(075) 211-4592  
(0773) 22-6327  
(077) 522-4077  
(0749) 22-1826  
(0748) 23-6378  
(06) 6312-9811  
(06) 6312-9814  
(06) 6312-9825  
(072) 623-6146  
(078) 242-4911  
(079) 288-5580  
(06) 4308-8570  
(072) 238-1985  
(073) 422-1131  
(0739) 24-1621  
(0735) 22-2353  
(0744) 23-3650

**【中**

広島サービス支店  
福山サービス支店  
山口サービス支店  
岡山サービス支店  
倉敷支社  
松江サービス支店  
出雲サービス支社  
浜田事務所  
鳥取サービス支社  
高松サービス支店  
松山サービス支社  
伊予三島サービス支社  
徳島サービス支社  
高知サービス支店  
四万十支社

**【九**

福岡第1支店  
福岡第2支店  
沖縄事務所  
久留米サービス支店  
佐賀サービス支社  
北九州サービス支店  
大分サービス支店  
熊本サービス支店  
八代支社  
鹿児島サービス支店  
宮崎サービス支店  
長崎サービス支店  
諫早支社  
佐世保サービス支店

**国・四**

(082) 247-9262  
(084) 922-2129  
(0835) 25-1711  
(086) 225-0541  
(086) 424-5556  
(0852) 22-3525  
(0853) 23-6699  
(0855) 23-1090  
(0857) 23-4651  
(087) 851-0030  
(089) 941-8298  
(0896) 24-5306  
(088) 622-3711  
(088) 823-4488  
(0880) 34-6010

**州】**

(092) 281-8161  
(092) 281-8165  
(098) 863-3235  
(0942) 35-2819  
(0952) 22-4711  
(093) 923-1581  
(097) 535-2143  
(096) 325-7211  
(0965) 35-5270  
(099) 254-1115  
(0985) 24-3833  
(095) 825-4131  
(0957) 21-4855  
(0956) 23-3171

## 1. 事故のご連絡先

事故のご連絡・ご相談は

日新火災テレfonサービスセンター

**フリーダイヤル 0120-25-7474**

(受付時間：24 時間・365 日)

## 2. 弊社のお客さま相談窓口の連絡先

日新火災海上保険株式会社

弊社へのご相談・苦情・お問合せは

**フリーダイヤル 0120-17-2424**

[受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）]

## 3. 損保協会の連絡先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

**ナビダイヤル 0570-022808**

[受付時間：9：15～17：00（土日祝除く）]

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp>）

### 全国にひろがる日新火災のネットワーク

お近くの日新火災で“損害保険”のことならなんでもお気軽にご相談ください。

万一、事故にあわれた場合は、30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。



日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

お客様相談窓口：フリーダイヤル 0120-17-2424

[9：00～17：00（土日祝除く）]

日新火災ホームページ <http://www.nisshinfire.co.jp>